

# 山梨県公報

第千四百七十九号

平成十六年

五月二十七日

木曜日

## 目次

### 告示

- 結核予防法に基づく指定医療機関の廃止……………三六九
- 結核予防法に基づく医療機関の指定……………三六九
- 腐蝕病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定……………三六九
- の解除……………三六九
- 道路の区域変更……………三六九

### 公告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………三七〇
- 個人情報保護条例の運用状況……………三七〇
- 行政文書の開示の実施状況……………三七〇
- 貸金業者の登録の取消し(三件)……………三七一
- 清算人の就任……………三七一
- 落札者等の決定について……………三七二
- 公安委員会……………三七二
- 遊技機の型式の検定……………三七二

## 告示

### 山梨県告示第二百五十号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により指定した医療機関は次のとおり廃止した。

平成十六年五月二十七日

山梨県知事 山本 栄彦

名 称	所 在 地
街の薬局	西八代郡市川大門町四百二十五番地十

有限会社赤岡綜合薬局

甲府市北口二丁目三十二番二号

### 山梨県告示第二百五十一号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十六年五月二十七日

山梨県知事 山本 栄彦

名 称	所 在 地
ふじ薬局甲府和戸店	甲府市和戸町六百八十五番地三
にしおか内科クリニックRA	甲府市和戸町六百七十九番地
細田眼科医院	中巨摩郡敷島町長塚十二番地一
六郷調剤薬局	西八代郡六郷町岩間二千二百二十六番一
街の薬局いちかわ	西八代郡市川大門町五百九十三番地二

### 山梨県告示第二百五十二号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第五十二号)第四条第一項の規定による腐蝕病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定(平成十六年山梨県告示第二百五十七号)は、解除する。

平成十六年五月二十七日

山梨県知事 山本 栄彦

### 山梨県告示第二百五十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十六年六月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年五月二十七日

山梨県知事 山本 栄彦

一 道路の種類 県道

- 二 路 線 名 敷島田富線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
中巨摩郡田富町大字布施字村北三二番地先 から 中巨摩郡田富町大字布施字村北一七番地先 まで	六・七 一四・七	五・〇 五・八	一〇三・〇	一〇三・〇

## 公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請  
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。  
 平成十六年五月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 申請のあつた年月日 平成十六年四月三十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 1 名称 特定非営利活動法人 富士五湖福祉住環境支援センター
  - 2 代表者の氏名 藤原善三
  - 3 主たる事務所の所在地 富士吉田市上吉田九百四十六 コーポ梅谷一F
  - 4 定款に記載された目的  
 この法人は、高齢者の増加、核家族化、特に加齢によって身体機能が低下をして、介助を必要としている人、一人暮らしの高齢者、疾患によって障害者等多様なニーズに対して地域での自立を支え、安心して暮らし続けることが出来る多様な住まいの整備を進め、家族の介護負担の軽減を図る介護予防、健康増進等福祉のまちづくり支援の推進に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十六年四月三十日から同年六月二十九日まで

● 個人情報保護条例の運用状況  
 山梨県個人情報保護条例（平成五年山梨県条例第一号）第三十八条の規定により、平成十五年度における各実施機関の山梨県個人情報保護条例の運用状況を次のとおり公表する。  
 平成十六年五月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 山梨県個人情報保護条例の運用状況
  - 個人情報取扱事務の登録の件数 五五四件
  - 開示請求、訂正請求及び是正の申出の件数 二、六二二件
  - 開示請求、訂正請求及び是正の申出の処理状況 二、六二二件
  - 異議申立ての件数 二件
  - 条例第二十三条の規定による決定 〇件
  - 事業者の業務の登録件数 八三五件
  - 事業者に対する調査、勧告及び公表の件数 〇件
- 二 実施機関別の開示請求、訂正請求及び是正の申出の状況
  - 知事 三五二件
  - 教育委員会 二、〇六六件
  - 人事委員会 一九四件

● 行政文書の開示の実施状況  
 山梨県情報公開条例（平成十一年山梨県条例第五十四号）第三十六条の規定により、平成十五年度における各実施機関の行政文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。  
 平成十六年五月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 行政文書の開示の状況
  - 開示請求 二九二件
  - 開示決定 二七一件
  - 全部開示決定 一五八件
  - 一部開示決定 一一三件
  - 不開示決定 一三三件
  - 取下げ 八件
  - 不服申立て 四件
  - 不服申立てに対する判決又は決定 一二件
- 二 実施機関別の請求の状況

- 知事 二二七件  
 教育委員会 一二二件  
 選挙管理委員会 一〇一件  
 監査委員 二一件  
 内水面漁場管理委員会 一件  
 警察本部長 一九一件  
 議会 一一一件

● 貸金業者の登録の取消し

貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第三十七条第一項第一号の規定により、次のとおり貸金業者の登録を取消したので、同法第四十一条の規定により公告する。

平成十六年五月二十七日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 処分をした年月日 平成十六年五月二十一日
- 二 処分を受けた者の主たる営業所の所在地及び氏名
  - 1 主たる営業所の所在地 甲府市古府中町四七六五番地
  - 2 氏名 保阪寛作
- 三 登録番号 山梨県知事(四)第〇〇四八五号

● 貸金業者の登録の取消し

貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第三十七条第一項第一号の規定により、次のとおり貸金業者の登録を取消したので、同法第四十一条の規定により公告する。

平成十六年五月二十七日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 処分をした年月日 平成十六年五月二十一日
- 二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 株式会社アイ・エム
  - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市上吉田四六一〇番地の一
  - 3 代表者の氏名 井上三津義
- 三 登録番号 山梨県知事(二)第〇〇六一〇号

● 貸金業者の登録の取消し

貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第三十七条第一項第一号の規定により、次のとおり貸金業者の登録を取消したので、同法第四十一条の規定により公告する。

平成十六年五月二十七日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 処分をした年月日 平成十六年五月二十一日
- 二 処分を受けた者の名称、主たる営業所の所在地及び氏名
  - 1 名称 小田切商事
  - 2 主たる営業所の所在地 東八代郡石和町川中島九七番地の一
  - 3 氏名 小田切宏二
- 三 登録番号 山梨県知事(一)第〇〇六八二号

● 清算人の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第二項の規定において準用する同法第十八条第十六項の規定により、解散した小淵沢土地改良区から次のとおり清算人の就任の届出があつた。

平成十六年五月二十七日

山梨県知事 山本 栄彦

清算人氏名	住 所	就 任 年 月 日
前島 潔	北巨摩郡小淵沢町下笹尾七七七番地	平成十六年四月二十八日
仁科 雅	北巨摩郡小淵沢町松向二〇番地	平成十六年四月二十八日
中山 秀則	北巨摩郡小淵沢町八八二九番地	平成十六年四月二十八日
佐藤 為俊	北巨摩郡小淵沢町三三三四番地	平成十六年四月二十八日
進藤 正金	北巨摩郡小淵沢町六一〇四番地	平成十六年四月二十八日
進藤 義丸	北巨摩郡小淵沢町六〇七八番地六	平成十六年四月二十八日
清水 孝平	北巨摩郡小淵沢町八三二八番地	平成十六年四月二十八日
今井 賢一	北巨摩郡小淵沢町上笹尾二九六九番地三	平成十六年四月二十八日

新海 康寛	北巨摩郡小淵沢町上笹尾一九五五番地	平成十六年四月二十八日
木下 昭	北巨摩郡小淵沢町上笹尾九二六番地四	平成十六年四月二十八日
中山 清一	北巨摩郡小淵沢町上笹尾三四〇番地	平成十六年四月二十八日
小林 栄一	北巨摩郡小淵沢町下笹尾一〇九四番地一	平成十六年四月二十八日
高見沢義信	北巨摩郡長坂町中島二六七番地二	平成十六年四月二十八日
清水 正孝	北巨摩郡長坂町中丸一三三九番地	平成十六年四月二十八日
高橋 徳雄	北巨摩郡小淵沢町松向一〇九九番地	平成十六年四月二十八日
小松 泰男	北巨摩郡小淵沢町松向一七六一番地	平成十六年四月二十八日

● 落札者等の決定について  
 次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。  
 平成十六年五月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 随意契約に係る購入物品等の名称及び数量  
 樋口一葉自筆「にこりえ」未定稿 原稿用紙三十六枚
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
 山梨県出納局管理課 山梨県甲府市内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日  
 平成十六年三月二十一日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所  
 株式会社八木書店 東京都千代田区神田小川町三丁目八番
- 五 随意契約に係る契約金額  
 二千九百四十万円
- 六 契約の相手方を決定した手続  
 随意契約
- 七 随意契約によることとした理由  
 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第二号に

該当

### 公安委員会

● 遊技機の型式の検定  
 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。  
 なお、検定の有効期間は、平成十九年五月二十六日までとする。  
 平成十六年五月二十七日

山梨県公安委員会  
 委員長 鶴 田 美 枝

申請者氏名又は名称及び住所	型 式 の 概 要		検 定 番 号
	遊技機の種類及び区分	型式名 製造又は輸入業者名	
株式会社パイオニア 代表取締役 野口三次 大阪府東大阪市長田中一丁目四番六号	回胴式遊技機 規則第六条第二号（別表第五）	スーパースイッチ 03 株式会社パイオニア	四四〇一五〇
株式会社パイオニア 代表取締役 野口三次 大阪府東大阪市長田中一丁目四番六号	回胴式遊技機 規則第六条第二号（別表第五）	ワンダーフライ 株式会社パイオニア	三四一〇六五
サミー株式会社 代表取締役 里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二三番一号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第一） 第一種特別電動役物	CRポバ IHN サミー株式会社	四〇〇一八九

サミー株式会社 代表取締役 里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二 三番一号	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CRボバ IFN	サミー株 式会社	四〇〇二二六
株式会社三洋物産 代表取締役 金沢要求 愛知県名古屋市千種区今池三 丁目九番二一號	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CR新海 物語M5 Z	株式会社 三洋物産	三〇二二四
株式会社三洋物産 代表取締役 金沢要求 愛知県名古屋市千種区今池三 丁目九番二一號	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CR新海 物語M6 Z	株式会社 三洋物産	四〇〇二四八
株式会社三洋物産 代表取締役 金沢要求 愛知県名古屋市千種区今池三 丁目九番二一號	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CR新海 物語M8 Z	株式会社 三洋物産	三〇二〇九八
株式会社大一商会 代表取締 役 市原高明 愛知県名古屋市中村区鴨付町 一丁目二二番地	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	ニンジャ ハットリ クン	株式会社 大一会	四四〇一四〇
株式会社大一商会 代表取締 役 市原高明 愛知県名古屋市中村区鴨付町 一丁目二二番地	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	ニンジャ ハットリ クン2	株式会社 大一会	四四〇一四一

株式会社藤商事 代表取締役 松元邦夫 大阪府大阪市中央区内本町一 丁目一番四号	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CR水前 寺清子R	株式会 社藤商 事	四〇〇二二八
株式会社藤商事 代表取締役 松元邦夫 大阪府大阪市中央区内本町一 丁目一番四号	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CR水前 寺清子C	株式会 社藤商 事	四〇〇二二七
アピリット株式会社 代表取 締役 濱野準一 大阪府大阪市中央区南船場二 丁目九番一四号	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	エニイセ ブンスP 30	アピリッ ト株式会 社	四四〇一六四
京楽産業株式会社 代表取締 役 榎本宏 愛知県名古屋市中川区尾頭橋 三丁目二〇番八号	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CRぱち んこドカ ベンXR 1	京楽産業 株式会 社	四〇〇二〇五
京楽産業株式会社 代表取締 役 榎本宏 愛知県名古屋市中川区尾頭橋 三丁目二〇番八号	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CRぱち んこドカ ベンKR 2	京楽産業 株式会 社	四〇〇二九四
京楽産業株式会社 代表取締 役 榎本宏 愛知県名古屋市中川区尾頭橋 三丁目二〇番八号	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二)	CRぱち んこドカ ベンVR 1	京楽産業 株式会 社	四〇〇二〇九

株式会社ニユーギン 代表取 締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町 三丁目五六番地	株式会社ニユーギン 代表取 締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町 三丁目五六番地	株式会社ニユーギン 代表取 締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町 三丁目五六番地	株式会社ニユーギン 代表取 締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町 三丁目五六番地
第一種特別電 動役物	第一種特別電 動役物	第一種特別電 動役物	第一種特別電 動役物
ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二)	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二)	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二)	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二)
CR三極 乱舞 S B	CR三極 乱舞 M B	CR三極 乱舞 M A	CR三極 乱舞 M A
株式会社 ニユーギ ン	株式会社 ニユーギ ン	株式会社 ニユーギ ン	株式会社 ニユーギ ン
四〇〇二九六	四〇〇二九一	四〇〇二六一	四〇〇二六一